平成２５年（フ）第２０２号
兵庫県尼崎市食満３丁目32番３号芦田ハイツＣ―202号、前住所兵庫県尼崎市猪名寺１丁目36番６―303号
債務者　村瀬　温子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―462号
債務者　古賀　晶子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９号
和歌山県新宮市野田８番15号
債務者　田中　典子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第１９２号
鳥取県米子市永江890番地５　市住青木59Ｒ－１―401号
債務者　藤田　優生
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３３号
岡山県津山市山北360番地
債務者　梶田　正徳
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第３６号
岡山県津山市国分寺114番地１　グランシャリオＢ棟105号
債務者　山下　尚史
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第６号
愛媛県今治市大西町新町甲527番地１
債務者　鴨﨑　京子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第５号
高知県安芸市伊尾木413番地１
債務者　山本　真弓
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
福岡県飯塚市上三緒629番地　市営上三緒団地住宅28棟131号
債務者　冨田美枝子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第５号
大分県佐伯市大字青山785番地、前住所福岡県福岡市博多区東那珂３丁目11番39―402号
債務者　中西クニコ
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
宮崎市花ケ島町笹原2246番地１　スカイパーク33―207号
債務者　高橋　　歩
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８３号
宮崎市大字恒久1030番地　岸の里コーポ203号
債務者　尾崎美智子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８号
宮崎県北諸県郡三股町大字餅原282番地１餅原団地16号
債務者　内野々幸男
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２９号
宮崎県北諸県郡三股町大字餅原282番地１餅原団地16号
債務者　内野々えり子（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第９２号
鹿児島県鹿児島市玉里町１番31号　玉里交通ビル305号
債務者　豊﨑絵里加
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３４号
福島県岩瀬郡鏡石町不時沼138番地
債務者　真船　裕彦
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
神戸市西区学園西町７丁目３番地716―404号
債務者　山名　保久
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係